

資料提供
令和6年10月23日
危機管理監室危機対策課
電話：076-225-1482

輪島市、志賀町、能登町における 災害弔慰金等認定審査会合同開催について

本日、標記3市町の災害弔慰金等認定審査会が次のとおり開催されましたので、お知らせします。

1 審査結果

<災害弔慰金>

| 市町 | 審査件数 | 認定件数 | 不認定件数 | 継続審査件数 |
|-----|------|------|-------|--------|
| 輪島市 | 7件 | 6件 | 1件 | 0件 |
| 志賀町 | 5件 | 2件 | 2件 | 1件 |
| 能登町 | 9件 | 6件 | 1件 | 2件 |
| 計 | 21件 | 14件 | 4件 | 3件 |

2 認定結果

審査会を踏まえ、市町が災害関連死と認定し、災害弔慰金の支給を決定した場合は、後日、市町が公表を行います。

※審査会において継続審査扱いとされた事案については、次回以降の審査会で再度審査が行われます。

【参考】

○災害弔慰金等制度について

<災害弔慰金>

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給することができます。

| | |
|------|--|
| 実施主体 | 市町 |
| 受給遺族 | 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※ 上記のいずれもが存在しない場合は兄弟姉妹(死亡当時に同居又は生計同一の場合に限る。) |
| 支給額 | 生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円 |